

## 【オーストラリア】連邦政府ガバナンス・業績評価・説明責任法

専門調査員 海外立法情報調査室主任 吉本 紀

\* オーストラリアの財政ガバナンスの枠組みを定める法律が 2014 年 6 月に可決され、7 月 1 日に本格的に施行された。

### 1 連邦政府ガバナンス・業績評価・説明責任法の制定と改正

連邦政府ガバナンス・業績評価・説明責任法（Public Governance, Performance and Accountability Act 2013 : 2013 年 PGPA 法）の改正法案及び関連 4 法案（関係する法律の改正、経過規定などを定める）が 2014 年 6 月に両院で可決され裁可されて、同 7 月 1 日に本格的に施行された（今回の改正を組み込んだ法律も簡略名称は 2014 年法ではなく 2013 年 PGPA 法である。以下「PGPA 法」という。）。

もとの法律である 2013 年 PGPA 法は労働党政権時の 2013 年 6 月に成立していたが、全 115 か条のうち手続規定と目的規定を除く第 6 条以下の条文の施行は、下位法令の整備等の後、翌 2014 年 7 月とされていたものである。本格的な施行までの間に政権が保守連合に代わり、下位法令の整備だけでなく、法律自体の改正も伴ったという事情があったが、連邦議会の会計・監査に関する合同委員会でも重ねて審議を経ており、野党に回った労働党も法律の目的など主要部分には変更がないという評価をし、もともと技術的な性格の法律であることもあって、改正案を支持した。

### 2 財政ガバナンスの法体系

財政ガバナンスに関する法体系は 1990 年代以降に整備された。その主要なものとして、①財政政策に関する「予算公正憲章法」（Charter of Budget Honesty Act 1998）、②監査に関する「会計検査院法」（Auditor-General Act 1997）などと並んで、③政府機関と公務員の責任や一貫性・透明性の確保に関する PGPA 法がある。

③の分野は、1998 年以降これまで主として「財政管理・説明責任法」（Financial Management and Accountability Act 1997 : FMA 法）と「連邦当局・会社法」（Commonwealth Authorities and Companies Act 1997 : CAC 法）の 2 つがその役割を果たしてきたが、改正を重ねるに従って重複や輻輳が見られ、新たな要請も取り込んで新たに PGPA 法の名で統合された（FMA 法は役割を縮小し、CAC 法は廃止）。また、PGPA 法は、連邦政府（機関数は 100）と連邦法人（73）と政府のコントロール下にある会社（19）の行動を律するものなので、関係する法の改正が多岐にわたる。

### 3 法律の概要

#### (1) PGPA 法

4 章 15 節 115 か条からなり、第 1 章は定義規定などを定め、主要部分は第 2 章と第

3章である。第2章は、関係大臣と財務大臣の責任、政府機関の責任と任務、計画、業績評価、説明責任(報告と監査)、予算の使用と運営、政府機関以外の機関との協働、連邦法人について定め、第3章は、政府のコントロール下にある会社に関し関係大臣と財務大臣の責任、計画、予算、報告、説明責任について定める。第4章は、規則、細則、大臣権限の委任できるものとできないものの区別などを定める。

政府は連邦議会における法案の趣旨説明において、この法案によって実現しようとしているのは、①個々の機関が一貫した財政マネジメントを自主的に行うこと、②リーダーレベルの指導に基づき統一した義務を果たすこと、③計画と評価について透明性を確保すること、④経営上のリスクは回避しようとするのではなく民間のリスク管理手法を活用して適切な管理を行うこと、⑤機関の長の義務として特に非営利機関との協働を促進すること、⑥説明責任を簡潔かつ強力に果たすこと、の6点であると表明している。

なお、財務省によると、この法案に基づく枠組みは3段階で実施され、第1段階は2014年7月に、第2段階は2015年7月までの間、第3段階は第2段階までの結果を評価した後になると言う。この考え方に沿って、第4章で規定している規則は、2014年7月1日にすべて制定されている必要はなく、同年末をめどに用意される。連邦議会は、一定期間内にこれらの規則を承認しないことができる。

## (2) 関連4法

PGPA法の改正の結果、歳出予算法やその他会計検査院法、公務員法、個々の政府機関の権限付与法など多くの法律の改正を伴うことになり、4法律はそれを定める法律である。関係規定に共通するのは、公務員の当該地位との利益の衝突、計画、年次報告、財務運営など(1)で列挙した事柄に類似する事項である。

## 4 連邦議会における議論

与党は、1990年代以降20年にわたり世界的に進行した財政ガバナンス革命の到達点だと自賛し、これにより2007年から2013年までの足かけ7年に及ぶ労働党政権下における経済・社会の停滞から脱することができると主張し、労働党は、今回の改革は労働党政権下の2010年12月に始まる見直しの結果であると主張しあって、いずれも改正案を支持した。

参考(インターネット情報は2014年7月15日現在である。)

・連邦議会サイトのほか、連邦政府の専用サイト<<http://www.finance.gov.au/resource-management/>>